

令和4年度公益財団法人盛岡国際交流協会 国際交流事業補助金 実施要項

1 事業の目的

盛岡市内の民間団体が行う国際交流，国際交流協力活動を支援するため，公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱に基づき，対象経費に対して補助金を交付することで，盛岡市の国際化の推進に資することを目的といたします。

2 事業の内容

当事業に係る補助内容については，「公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱」に基づくものとします。

3 募集期間

- ・ 第一次 令和4年4月4日(月)～令和4年4月28日(木)
- ・ 第二次 令和4年6月6日(月)～令和4年12月27日(火)

4 募集方法

- ・ 第一次

盛岡国際交流協会のホームページやSNS等での周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から，予算の範囲内において1事業につき10万円を限度額として交付決定します。

- ・ 第二次

第一次募集で，予算額に達しなかった場合に募集することとし，募集期間の間，盛岡市発行の「広報もりおか」への掲載，盛岡国際交流協会のホームページやSNS等での定期的な周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から，予算の範囲内において1事業につき10万円を限度額として交付決定します。

5 交付の決定

補助金の交付については，募集期間終了後，事務局内の審査を経て決定し，審査には概ね2週間程度期間を要します。

なお，補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが，審査の結果，補助の対象とならなかった場合，該当団体への支出は行えないことはもとより，採択となった場合でも，補助対象経費にあたらぬものについては支出できませんので，十分に御留意願います。

6 その他

令和4年度 団体等育成事業 助成金補助予算額 300,000円